從三位 高峰譲吉 題詞
[illegible] 山
[illegible] 松
田崎延次郎 著

# 夢也譜

組表

完

後之位西園

玉月ちるまに

はるくるるとき

春ちかし

ちるの秋なりく

四月廿五日

[illegible]

# 箏曲譜抄序

我邦樂曲の數多さか中に、筑紫箏の優美高尚なるよ勝るものなきと世の知る所なり、おのれ山田の流れを汲むものなれば、斯道のことを聊かいはむとす、凡そ物は、創業の功を奏するはと難きものはあらず、我流祖前總錄山田檢校斗養一先生と、寶暦丁丑四月を以て生れ、文化丁丑四月年六十一ゐて卒せり、先生もと生田流箏曲の名手なりしか、時勢の變遷するを勘へ、樂曲の如きも、世と俱に遷移せさるべからさるの理を覺り、深く人情と時勢とを斟酌し、新調を闡明し、一機軸を出し、山田流の一派を開きたり、然るに當時のならひにて、守舊家、或は古を變するを謗り、或は其能を妬み、一時紛々たりしか、先生自若として顧みす、みつから其信する所を信し、まさに當新聲を悅はさるはなく、新曲に化せさるはなし、嗚呼先生、技能の奧妙を得しはいふまでもなく、其識見の高き感するに餘りあり、彼の白居易か、時移りて音律改まるといへるに暗合し、其機を察し、創業の功を遂けしに、人の能くし難き所なり、おかるに世よ、山田流の謠歌は、淫靡の極なりと誹譏するものなり、これ其一を知らさるの見のみ、まづ初音、小督、長恨歌、熊野等の曲を始として、一も淫靡を以て指點すべきものあるかし、後世この流を汲むもの多き中よ、時好よ投ぜて、小唄を作り、或は長唄、豐後、などの類を、箏ゐ移して彈せしもの、或いこれあらむ、されどこれを以て、一概に山田の正流を濁れりと評するハ、寃も亦甚しからずや、附人いへることあり、梁の亡ぶるは釋迦の罪にならすと、眞なるかな、夫れ我流祖の世ゐ鳴をし時は、德川幕府太平の極に達し、四民華奢に流れ一頃なれば、歌曲亂舞ハ盛にて、殊に

都路豐後等の俗曲に於て、淫猥なる即ち淨瑠璃、盛に行はれ、薩摩淨雲が江戸に下りてより、其曲節の流派三拾餘種に及ぶ、實に驚くに堪さり、其大略を列擧すれば、薩摩、金平、大薩摩、外記、式部、土佐、手品、語齋、江戸、半太夫、河東、永閑、角太夫、文彌、一中、伊勢島、加賀、播磨、義太夫、豐後、常盤津、富士松、鶴賀、新内、浦八、富本、清元、正傳、繁太夫、長唄、歌澤、など其他數ふるに遑なきを、此等は曲士君子の間に行はるゝ、筝曲は陳腐視せられたり、此時若し我流祖奮起することを無りせば、筝曲の傳は、東都の地を掃ふに至りしなむ、抑も山田流は諸樂曲の衆妙を綜合し、雅俗を兼備し、在來の本曲即ち組歌は、筝曲の模範なれば、之を曲の上位に措き、更に清新なる詞曲を作爲し、加ふるに八橋、生田、を問はず筝曲中に美術を選びて、其等則を定めたれば、蓋し山田流の要曲は、高古に偏せず、淺俗に流れず、筝曲の大成せしものといふべし、頃日田崎氏、我流祖の師山田松黒先生の遺著等を倣ひて、筝曲譜抄を編製し、余に示さる、其譜筝曲の本曲即ち組歌段物を本とし、譜式新嘗示指深切丁寧にして、余が如き替者も人ををて傍に讀しそば、手自から走筆して識らす知らす、一曲を奏し了りて、一糸半爪の誤なし、實に斯道の指南車と云ふべし、此書一たび世に行はれば、奏曲者の備忘たる而已ならず、後世に至るも其曲傳を失ふことなき、一大廣益の書なるべし、これ我か業も漸次に榮ゆるの示唆なるか、故に我流祖に鴻德の一端を陳へて、之れを序に換へむと、友人福城可童師に吻して、筆記せしむといふ

山田流の末派

明治廿七年文月　　舊檢校　山登萬和



## 筝曲譜抄のはしがき

筝のあゝは、昔さへで、から國に、作りそめし者と云へり、そも、みくに傳へしも、今は千年をなん經たりける、代々まやびを、あて人、のいみにき者に、めでもて來たるも久し、うのかみ、いとかしこきみまへあたりにも、春の花のをり〳〵、秋の月のこと〳〵に、匂ひをよめ、あやを、かきそふるには、またなきものゝごとくせさせたまひし、例めしも少なからず、其曲どもは、しらべいと高く、歌は、すなはちにして、おはかたの人の耳にいさゝか見えざるも、ことなるきはゝの人々、いとまある宮人達に、もてならして事につけつゝ、あるは雲井を、とよもし、あるは、山をうごかす、はるにも、ありけんかし、さて、むつの緒琴に、千早振神のみよより、ひきのたへてよろづの遊び物のおやとたゝへしも、故ある事ながら年うつり世くだつまゝに、おはらかなる人のあゝろも、やう〳〵に、さかしさちゆびば、しつげきの、なよびかなるはものたらはず、はやがきの、すが〳〵しきに、かまくるはことわりにして、十三絃の、たくみに、おかねどころなくしらべとゝのふるには、心もひかれゆきためり、しかはあれど、あまさかるひなのさと〳〵はさらなり、うち日さす、都あたりにも、なべての上には、今の世の如く、ならねば、僅のきはにのみ、これかれ、傳へたれば、世のみたれに、あひては、あしたに、矢さけびの聲、夕にせめつゝみの音に、うちけたれてつひに、あたら曲どもゝ、たにうせたり、のち、こゝろある人、昔を思ひおこして、更にまた、あまたの曲をつくり出たり、さすがに、昔のなごりの高き、ふし〳〵も、まじれゝば、おもまた、あまねからず、古やらの、法のあゝの、絶間、世をへだつる柴垣の、ちち、などならでは、しらべの音も聞ぬず、時ゝ、八ッ橋検校、出て、はじめ、其曲どもを、ならひおさめて、後、ふかく考へ、遠く思ひ、廣く、ねよびざるを、歌くあまりに、たかきにすぎず、ひきゝなれず、時の今めかしきに、もはら務めて、數多の曲を作り、世でたれも、郷、鄙の貴き、賤しき、あらうひ、既ひて、わしたにたづね、夕にもとめて、其門に入り、學ぶ者多くなりぬれど、たまだれのうち、茅のいはすの、軒の松風にも、かよへり、柴人の斧のひゞきに逢ひて、いづれの尾より、しらべそめけんと、はやされ、海士人のわぢの音に、逢ひては、幾重の波の、絵かと、めでられ、磯山松の根の、おもしろきに、あらはれたれば、鶴の崎、山のたゝづさひに、君を祝ひ、友とむつぶにも、心づくしの、琴の緒の、たえぬ、例しに、ひきいで、よろあひ、

よのしゑ、事とりなりぬ、かくてまた、つがの木の、つぎ〳〵に、曲のかず作りそへたれば、此道いよ〳〵栄えゆさわに行きたり、うしろ、岩がくりてより、今年ふ百たもいまりとい十せに、至るも、おとろふる事なく、なお〳〵に盛りなるれ、聞く嬉く、おうがへたる、いさを、ならずしてなえどや、然るに三味線の諸琴も、至りぬ、〳〵まなく、ひろまりて、いと、みだりよひくより、其元さへ、忘れ、今は、悪しますな、賤しき事ども、野逸の墓なすひろでりたるを、心なき人どもは、よしわしのけぢめも、しらず飽ひ、合せひくより今はた、くみ歌の、たふときを忘れ、よそになしゆくめり、こゝに我友田崎ぬし、是を憂ひ、思ひけらく、古の、まゝに過ぎゆかば、組曲の、たえなんとて、是が譜をまるしおわんには、しかしと、且てある書どもを、集め見るに、たゞ見るべきは大事抄、わるのみなれば、貴あわすと、別に譜の則を定め、あらたにしるして、世に公にせんとて、大意抄にのせたる四十二曲は、云ふも、更なり古きも、あたらしきも、よきを撰びて、ものせんと云ふ、誠に此道の幸ちならずや、此書出でたれば今も後、飛鳥山の淵とかはり、隅田川の、岡とあせぬとも、其曲どもは、日かげの墓、永くつたはり、山すげの根のたゆる、うらみなく、君が八千代をうたふ屋にあはせ、千代田の松の枝に通ひて、八洲の、外までもしらべは、ひいき聞ひんと、屋へ伝譜しあまりに、ひとゝとふるになん

明治廿七年五月なかばあり垣の卯の花盛りの頃へさてもおかぬ人に筆とらせて
句ひなき事をうかがはさに〳〵しるさせぬ

松本操貞

# 箏曲譜抄

## 緒言

音楽は人の心を和らけたのしましむるの要具なり、そは天の岩屋戸の神遊びよ、諸神わざをきして、あらおもしろ、あらたぬしとのたまひしを以て知るべし、支那にては、上代より楽を治国の要具となし、禮と並ひたてなはれて、六經の一たりされど、移風易俗真善美楽といへり、西洋諸国にても快愉の情ともらすは、皆音楽に寄せり、今や昭代隆運の時音楽の流行最も盛なり、就中箏のことゝ、琴曲どもに高尚優美なるを以て、古しへより王公貴族あれを賞翫したまはざるはなし、故に今時も搢紳淑女皆此技を嗜み講習せり、余が性陋劣風に絵画を好み、丹青を以て業となす、余暇また歌曲を嗜み、閑居獨處その無聊を慰せんがために、或は師に就て講習し、或は友に依て疑を訊し、稍々音調を解するを得さり、吾邦中古の風習、音楽に秘曲と稱するものありて、猥りにこれを人に示さず、殊に箏曲は、賢者の業とする所となり、加ふるにおのゝ〳〵流涙をさて、其秘曲傳授ものと稱する類ひ、容易にあれを人に傳ふるをゆるさず、中に卓見の士ありて、曲譜の書と著すといへども、奥秘を洩らすの嫌あるを以て、其書を絶版せしめ、況く世に公ひにするを禁せり、山田氏の箏曲大意抄、葛の屋氏の絃曲大様抄の如き是なり、その稿陋なるも、亦甚しからずや、然るからに、今日箏曲等の故實に就て、参照すべき書の完全なるものなし、由ておもふに、此技を學ふの徒、直ちに師に就てこれを受るも、只管記臆にのみ委しおくときは、遂に忘失するの憂あり、かつ數多の曲中かれこれ混淆するの恐れなしといひがたし、余茲に感あり、此技を學ふの徒相ひして、師傳を得るのほか、自修に便ならしめむがため、今稱に傳ふるところの箏曲大意抄に撰り、其他諸書を参酌し、

以てこれを師友に問ひ正し、一書を編纂し、名けて箏曲譜抄といふ、その篇目は從來傳ふる所の本曲組唄を以てし、表裏中奥等の四種に別ち、歌の例らは其曲譜を群記し、さて其他五聲六律の原委、箏曲傳來の事等、すべて此技に關せる必要の事項を記載せ、俗曲譜の如きも、次を組ふてこれを編纂し、以て此技を學ぶものをして、其正教を得せしめむとの微意なり、玄にわか盟友拙本探貞ねしへ、幼にして明を失ひたれど、箏曲三絃は其なり、殊に和歌の道國詩の學びは其奥に立入りたる人なれば、見者を草せるに附ても、しば〳〵意見を問ひ疑を糺き、其益を得たることを鮮からず、しかれども、もとより余の寡聞拙陋、決して闕誤なきを保しがたし、冀くは大方の博識、其欠を補ひ、誤を訂しさまよに於ては、著者の幸甚これに過ぎずといふ、

明治廿七年六月

翠雲堂　田嶋翠峯しるす

## 附旨

一、本書に記載の曲譜は著者新案のものにして、名付け方、箏に從ひ、これを定めその弾くべき絃の位置に於て指示したるもの故、一度此書を見るとき、完き箏に向ひて弾きたるの思あらしむべし

一、本書を編纂するにあたり、盡考となせしものは、箏曲抄、箏曲大意抄、琴曲指南抄、雅楽大成抄、教養圖解、古月抄、集古抄、復興歌記、聞社曲、大撥抄、体圖抄、琴組唱歌集等なり

## 箏曲組目錄

### 表組

菜摘の曲　梅枝の曲　心靈の曲　天下太平の曲
薄雪の曲　雪晨の曲　六段の調

### 裏組

雲曲の曲　薄衣の曲　桐壺の曲　八段の調
乱輪舌　四季友の曲　友鳥の曲　花宴の曲
二長の曲　雪月花の曲

### 中組

須磨の曲　明石の曲　末摘の曲　空蟬の曲
四季富士の曲　雲井弄齊の曲　九段の調　七段の調
五段の調　玉髪の曲　六玉川の曲　浮船の曲
四季恋の曲

### 奥組

四季の曲　風の曲　雲井の曲
以上を奥組の表三曲と云ふ
羽衣の曲　若葉の曲　思川の曲
以上を奥組の裏三曲と云ふ
橋姫の曲　新雲井弄齊の曲　宮殿の曲　三調の曲
雲井九段の調　飛燕の曲
以上　組歌三十三曲　段調子七曲　弄齊二首
合計　四十二曲

### 追加

初音の曲

第一の圖

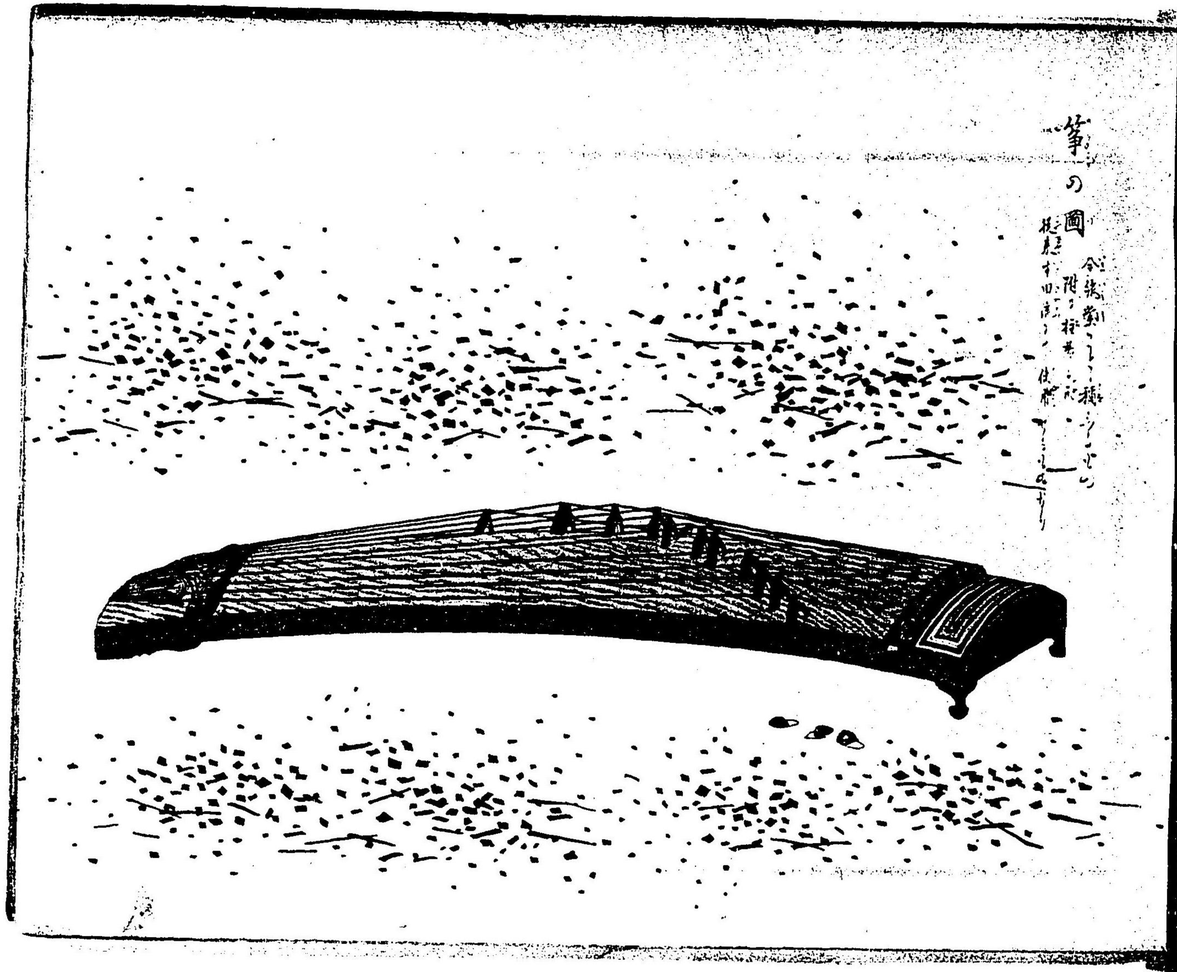

# 北筆の圖

一石あやめ形
隆り折の目　長さ東西面流れ　むこうの

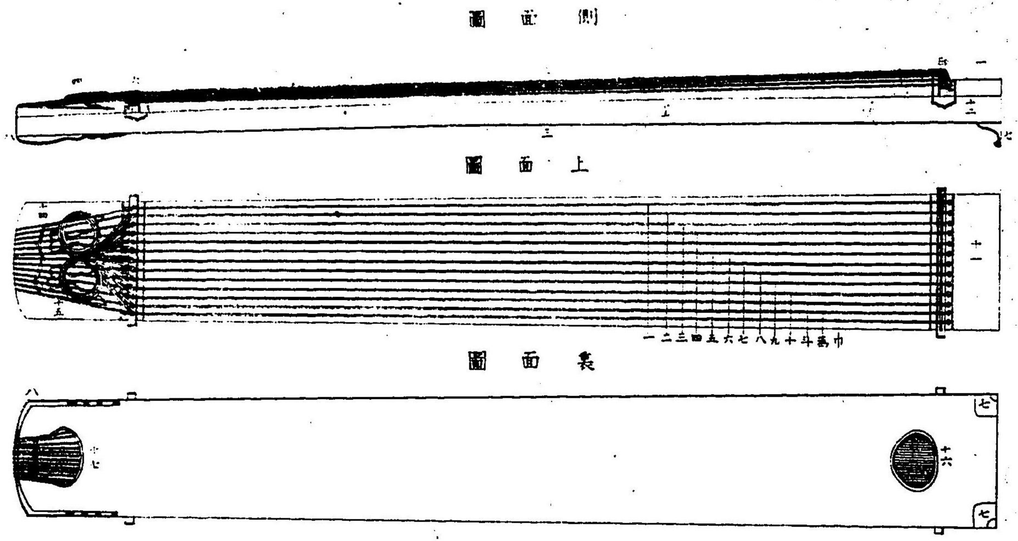


一龍の頭　土海鼠　土大磯　土小磯　主の座　主天の柏　主直の柏　主面の柏　夫婦の形　夫婦の形　右の鞠　口の角　口の角

二龍の甲　三龍の腹　四龍の角　五龍の角　六雲の角　七前の足　八後の足　九龍の唇　十龍の舌

# 箏曲譜抄目錄

## 第一編　總論


第一　箏の説
第二　箏
第三　柱
第四　爪
第五　箏の彈き法
第六　調子の事幷に調子合せ法
第七　箏と三絃と合奏のとき調子の取法
第八　拍子及び譜表
第九　音符
第十　休止符
第十一　右の手法及び譜
第十二　左の手法及び譜


## 第二編　表組歌詞


第一　菜蕗の曲
第二　梅枝の曲
第三　心靈の曲
第四　天下太平の曲
第五　湖雪の曲
第六　雪晨の曲
第七　六段の調


## 第三編　表組曲譜


第一　菜蕗の曲譜
第二　梅枝の曲譜
第三　心靈の曲譜
第四　天下太平の曲譜
第五　湖雪の曲譜
第六　雪晨の曲譜
第七　六段の曲譜

# 箏曲譜抄

## 第一編　總論

### 第一　箏の說

箏のこと今筑紫箏と稱ふるものは其初め秦の蒙恬が造る所なりといふ古傳に上の圓きは天に象どり下の平なるは地に象どり中の空なるは六合を準せり長さ六尺の律數に應ずと又た其始め十二絃なりしは十二ヶ月に擬せしものにして後閏月を添て十三絃になし柱をば三才に象どり高さ三寸に造れりと云ふ箏は琴の類ひして怒と異なる混ずべからず箏を筑紫箏と稱ふるは我邦に渡りて最初筑紫に於て彈を初めゝる故なりと而して其本朝に傳來せし年代及び如何なる曲を彈せしと云ふあとはつまびらかならぬと雖ども嵯峨天皇の御時女五宮のこれを彈せられしあとは源氏物語に見え又さ其後宇多天皇の寛平年中に會稽石川の色子筑紫を下り豊前の圖彦山に於て唐人に箏の秘曲を學び得て帝に授け來りことより是れと樂に用ふるに至り愈々さかんに行はれりと云ふ筑紫樂とはこれなるべし箏曲筑紫流は治承の頃某卿筑紫に左遷せられしとき民間に傳へりし箏曲を翻び國風の情を慰め自からもまた和漢の詞を撰び詠彈せられしなり之を筑後の國善導寺の僧慶光某卿より習ひ得て其寺に傳ふ其後大永天文の頃僧賢順同寺にありて是れを學び且つ年歷て損壞せし譜本等を訂正ありまた巧みに其曲を彈奏するに妙を得て筑紫流中興の師と仰げり賢順これを肥前の國慶岩寺の僧玄恕に傳へ玄恕でまた正定寺の僧起譽善導寺の僧法水等に傳へしものなりと然れども當今流行するとあるの箏曲とは異なり其音調甚だ古雅なりしと云ふ

八橋検校は始め箏曲筑紫流を伊勢水ケ江都に来りふる時これを就て其曲を學び後筑紫に趣き玄恕に從ひ秘しく其妙曲を傳稱たり其後八橋検校筑紫流は音調古雅に過ぎ俗耳に入りがたきを以て當時の風俗に適すべき様伊勢物語源氏物語の詞を用ひ或は古歌の妙句詩文の語を用ひて新たに組歌を作りまた古組のたらざるを補ひ表組裏組中組奥組の曲譜の次第を定めあれと世に傳へ所謂八橋流なるもの專ら近世に行はれり而して現今行はるゝところの箏曲中生田流山田流の二派あれども其始め生田は八橋より出で山田は生田の流れより出でたるものなり

## 第二　箏

箏は木製にして丈け長く幅狹く厚さ薄く全体稍々長方形をなし（生田流にて用ふる箏は幅八寸二分長六尺三寸あり山田流にて用ふる箏と稱ふるものは幅八寸にして長六尺なり）上面は突隆して圓体をなし内部は空虛になしとれを「シタ」と云ふあれに裏板を附す（内部の上面を長径に從ひてさゞりたるを「スダレサグリ」と云ふ）裏板に其面平らかにして兩端に近き所に孔を穿つ上の方を横形と云ふ此孔は一つにして音響の作用を助け一つには絃を架するときの便とす而して一端は直角にして稍々廣くこれを龍頭と云ひ其側面を口前と云ひ中央の凹所に舌形の突起あり之れを龍舌と云ひ其邊緣を龍唇と云ふ（山田流の箏の龍舌は稍々傾形をなせり）龍舌の内側に圓板と稱ふる薄板ありて之れを候孔と稱ふる一二個の小孔を穿ち音響の作用を助く此事は製作上の秘法として傳ふと云ふ前足二個ありて龍頭の裏面の兩隅に附着す（生田流の箏は足を固着すれども山田流の箏は之れを取外し得る様製作せり）他端は弧狀となし幅稍々狹く龍尾と云ふ其外端



の裏にも亦た低き後足を固着すあれを螟蛉足と云ふ龍頭と龍尾の間の体と上面の方を龍甲と云ひ裏面を龍腹と云ひ其兩側縁の龍頭の方を大磯と云ひ他を小磯と云ふ龍頭と龍尾の部の稍々内方に依りて其幅に添て弧狀に隆起するを龍頭の方を龍角と云ひ龍尾の方を雲角と云ふ龍角と龍頭の間の面を海と云ひ（一に此所を岩越と云ふ）雲角と其尾端の間の面を天入坐と云ふ此所に柏葉と稱ふるものあり此龍角と雲角の各外側より小孔各十三個を穿てり而して絃を此個毎に貫通して龍角と雲角の間に架するものとす（生田流にては絃を架するとき龍角と絃の間に細き鯨の骨を打紐にて包またるものを挾み音響の余りに高からざらしめんためとす此紐は兩端に繩を下げ形様を美ならしむ其絃は大小長短なく其張力も亦た皆均しく且つ柱十三個にありて絃てとにこれを立て此柱を過退せしめて以て調子を合すときのために供するものなり

十三の絃の名稱を附するは箏の向の方より手前に第一絃より數へて一、二、三、四、五、六、七、八、九、十までは順次に數へて稱へ第十一絃を斗と云ひ第十二絃を巾と云ふ第十三絃を巾と云ふ

箏は第一絃の方を向と云ひ巾の方を下前と云ふ

## 第三　柱

柱は木製にして（或は全体象牙にて作る）其形稍々等脚三角となし側面の上部は幅狹く下部は稍々廣く頭長く其頂上に凹にしたる角類を附し之れに絃を架すこれを口角と云ふ而して兩側の肩の部分は少しく突出し脚部の半圓形に穿ちて兩脚を形成し其内縁に角類の薄片を附すこれを裏角と云ふ

## 第四　爪

爪は象牙或は竹貝龜甲等にて作り其形長き楕圓形なるものと其先端を切り缺きて稍々弧狀をなしたるものとありて總て上面へ圓みを帶び裏面は平らかなるものと稍々凹きものとあり其一端は爪鞘に挿入して櫛着せしめあれを右の手の拇指示指中指の端に各はめ箏を彈くの用に供す

袋へ革或は布にて造り帶形をなしたる輪にして拇指示指中指の端にはめべき樣に造り其外側の一部の邊緣を切り裂きて其間に爪の一端を挿入して櫛着せしめあれを用ふるものゝ其形長楕圓形にして幅狹く新生田流にては楕圓形先端を切り缺きたる樣のものを用ひ山田流にては楕圓形にして幅廣きものを用ふ其他筑紫流八橋流の諸種あれども今は用ひず

## 第五　箏の彈ル法

箏を彈するには箏の手前にて體角と右の膝の角と相對して正坐し右の手の拇指示指中指に各爪をはめ而して彈ずべル曲に應じて調子を合せ（調子の合せ法は後にしるす）體角と隔ること凡そ一寸ばかりのところにて彈ずるものなれども亦た左の手にて柱を立てたる下の方を所理し十三絃にて足らざる間の音を調理するあと最も必用なるものにしてこれ程觀るときゝ音律調はず聞にたへざるものなり故に其誤りなわらしめんため定るとあろの左右の手法ありこの法を習熟して彈ぜれぞおのづから其技に長ずることを得べし（左右の手法及び櫛ハ後にしるす）

爪をはめたる拇指を前爪と云ひ爪をはめたる示指と脇爪と云ひ爪をはめたる中指を向爪と云ふ



## 第六　調子の事幷に調子合せ法

箏の調子を合すゝは最初歌ふ人の聲の高きと低きとに從ひてこれを定むるものなれども總て第二絃の音を定めこれを基礎として次第ゝ他の絃の音を定むるものなり調子の種類等は其曲によりて異るといへども大略左の種類を以て彈くものなりとす

一平調子　一平乙の調子　一雲井調子
一雲井乙の調子　一平雲井調子　一喋調子
一岩戸調子

**平調子**　を合すゝハ第二絃を一越と定め（これを定むるには調子笛或は四穴等を用ふ）第三絃を平調とし第四絃を勝絶とし第五絃を黃鐘とし第六絃を雙調とす第七絃は第二絃の裏の一越第八絃は第三絃の裏の平調第九絃は第四絃の裏の勝絶第十絃は第五絃の裏の黃鐘第十一絃第六絃の裏の雙調第七絃の裏の一越巾は第八絃の裏の平調と次第ゝ其音を高くす而して第一絃は第五絃と同音の黃鐘と定むるものとす

**雲井調子**　は平調子の第三絃を斷金に下げ第四絃を双調に上げ第八絃ハ第三絃の裏の斷金とし第九絃は第四絃の裏の双調とし巾は第八絃の裏の斷金とし定む

**半雲井調子**　は平調子の第八絃を斷金に下げ第九絃を双調に上げたるものを云ふ

**曙調子**　は平調子の第六絃を盤渉に上げ第七絃を神仙ゝ下げ斗を第六絃の裏の盤渉とし爲を第七絃の裏の神仙とす

**岩戸調子**　は平調子の第四絃と下無に上げ第五

絃を双調に下げ第六絃を盤渉に上げ第七絃を神仙に下げ第九絃は第四絃の裏の下無第十絃は第五絃の裏の双調とし斗は第六絃の裏の盤渉とし爲は第七絃の裏の神仙とす

平乙の調子　雲井乙の調子　は第一絃を呂の音に下げたるものを云ふなり

## 第七、箏と三絃を合奏のとき調子の取り法

箏の平調子の第一絃と二上り三絃の第一絃と同じ
箏の平調子の第三絃と本調子及び三下り三絃の第一絃と同じ
箏の雲井調子の第一絃と本調子及び三下り三絃の第一絃と同し
箏の平調子の第一絃と三三下り三絃の第一絃と同じ
箏の第三絃と二上り三絃の第一絃と合すときは暗と相當とす
箏の第一絃と一下り三絃の第一絃と合すときは暗と相當とす

## 第八　拍子及び譜表

組歌は表裏中奥に至るまで一と歌すなわち一段を六十四拍子にて組立てたるものにて此一歌は今樣と同しく八句を以て成り一句はまた八拍子を以て調へたるものとす拍子とい音響の經過する時間と樂曲が進み行くあとに付き樣急遲速の度を示すものなれば点滴の落つるにおのづから定まりたる間を隔つる如きを云ふ拍子の長きと短きとは自在に定むることを得るものにして或は一拍を以て一と拍子と定め(一拍とは左右の掌の面にて打ち合すを云ふ拍子を取るには拍板と稱ふる樂器あり)或は二拍の間を以て一と拍子と定むることと得べし本書に定むるところのものは即ち二拍の間を以て一と拍子と定めたるものにして組歌の一句は各此拍子八個より成り立ちたるものなりとす

拍子と定むるために縱横の罫線を設けあれと譜表となし其上の一と側の欄毎に大小の圓形を一個づゝ交互に配置しその大圓形と小圓形の間を一と拍子と定め小圓形を間の拍子と定む

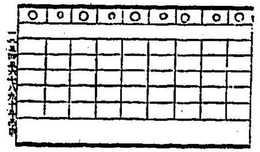

第一圖

譜表は十三絃を象とり略して六線となし其間に音譜を記入し音樂の曲節を目と日として視るべき樣なしたるものにして縱線は各拍子の間を區別するために設けたるものなり譜表は上の方を第一絃とし下の方を巾の方とす第一圖の如し

譜表中へ音譜の記載法は總てろの左の端を以て初めとし次第に右の方へ記載するものとを故へに必ず左の方を以て彈き初めとし順次に右の方へ進ひべきものなり

## 第九　音符

音符とは音樂上より用ふる音の長短即ち拍子を表はするものとしてこれを譜表の中に置き音樂の曲節を指示するものなり

あゝに用ふる音符ハ箏の十三絃の名稱に從ひ一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、斗、爲、巾を以て定め總てその彈くべき絃の位置にあれを記するものとす

音符の種類は音の長短に從ひ各其形ちをあとにするものにして通常全音符、二分音符(又た半音符と云ふ)四分音符、八分音符、十六分音符の五種とす

(一)　全音符とハ凡ろ四拍の間(即ち二拍子の

第二圖

全音符

(一)(二)(三)(四)(五)

間なり)の長さを有する音を云ふ其形は紐の名稱の數字を圓形内に畫きたるものとす

(二) 二分音符とハ凡そ二拍の間(即ち一拍子の間なり)の長さを有するものにして全音符を二分したるものゝ各一個を云ふ其形は紐の名稱の數字の右側ニ二を添へたるものなり此符は右の手法の譜にも適用するものにして四分音と同じ時間にて彈くべき手法の譜に此二を用ひ加へたるときは二分音符を同し時間ニ彈くべきものなりとす

二分音符

1 1 1 1

一 二 三 四 五

四分音符

一 二 三 四 五

(三) 四分音符とは全音符を四分したるものゝ各一個を云ふものにして即ち一拍の間の長さのものを云ふ其形は紐の名稱に用ふる數字のみを用ふ

八分音符

(1)(2)(3)(4)(5)

(四) 八分音符とは全音符を八分せしものゝ各一個を云ふものにして四分音符の下に)の如き一鈎を添へたるものを以てす

十六分音符

(1)(2)(3)(4)(5)

(五) 十六分音符とハ全音符を十六分せしものゝ各一個を云ふものにして八分音符に一鈎を用ひ加へたるものと以てす

三十二分音符

(1)(2)(3)(4)(5)

以上五種の音符の外に三十二分音符六十四分音符の二種ありて前五種の音符と同し法力にて定めたるものなり

六十四分音符

(1)(2)(3)(4)(5)

音符ニ用ひ加へたるところの鈎一個ニはすべて八分音符を指示すべき價値あるものにして此鈎を加ふる毎ニ其音を短縮するものとす此法は右の手法の譜にも適用するものにして四分音と同じ時間に彈くべき手法の譜に此鈎一個を用ひ加ふるときハ八分音符と



同じ時間に彈くべきものなりとす

以上數種の音符を單音符と云ふ此外尚ほ複音符と稱ふるものあり複音符は單音符の一側に一点或ハ二点を添へ或る音と其音の半音丈け延ばすものにして假令ハ全音符に一点を用ひたるときハ全音の外に二分音丈けの音を延ばすべきものニして又た四分音符に一点を用ひたるものなれば四分音の外に八分音丈けの音を延ばしたるものなりとす

第三圖

附點音符

(1)(2)(3)(4)(5)

これを附点音符と云ふ

附点音符に更に一点を加へたるものとれを再附点音符と云ふ其効用は附点音符の一点の半音丈けを延ばしたるものにして假令ハ四分音符に二点を附け加へたるときハ四分音符に一点を附したるものゝ八分音丈け延び又たるものの故へ更ニ其半音即ち十六分音丈けの長さを延ばすべきものとす以下すべて之れに同じ

再附点音符

(1)(2)(3)(4)(5)

附点音符、再附点音符の法ハ右の手法の譜にも適用するものにして其効用ハ附点音符、再附点音符と同じきものなり

音曲を彈奏する中通常一紐を靜かに彈くところのものハ四分音符に相當するものにして此四分音と彈く間に八分音符なれば二個十六分音符なれば四個ハ彈き得らるゝものにして其外四分音符に相當する音符なれば三個又ハ四個を彈くことを得るものなり

譜表中ハ音符を配するに指指にて彈くものと示指及び中指ハて彈くものと各區別をあきらかにするために中指即ち向爪にて彈く印しにハ音符の一側にニを配し示指即ち

第四圖

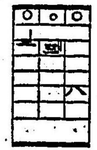

鳥爪にて彈く印しにハ音符の一側に｜を記し掻指即ち前爪にて彈くときにハ音符のを記するものとす第四圖の如し

全音符を記するにハ四拍の間即ち大小圓形とも四個の中央に畫くものとし二分音符は二拍の間即ち大小二個の圓形の間に畫き四分音符は一拍の間ゆゑに各圓形の下に一個を畫き其外四分音符以下の音符はすべて四分音符に相當する數の音符を各圓形の下に畫くゑとを得るものなり

第五圖

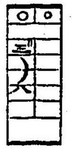

掻指と中指或は示指とにて八分音符二個を彈するときは其二個の間に）の如き線を記し二個共に八分音なることを示すまたこの場合のときハ必ず中指或は示指の方を前きに彈き後のちに掻指の方を彈くべきものとす第五圖の如し

## 第十　休止符

休止符とは音樂を演奏する中或る部分にて音を止め休むゑとを指し示すために設けさる符號なり

休止符は音符と同し方法にて定めたるものにして其種類もまた音符と同しく音符は音の長短を表はし休止符は音を休む間の長短を示すものなり

休止符はまた全休止符二分休止符四分休止符八分休止符十六分休止符の五種あり

第六圖

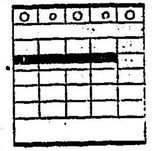

全休止符

(一)　全休止符は全音符と同じ間の長さと休むべきものにして上圖の如く長方形の符號をして符表第四絃の所より畫くものとす此符は場合により ▬ の如くし一小部分に畫くことありしかれども其効用はゑとなることなし

(二)　二分休止符は二分音符と同じ間を休むべきものにして上圖の如き符號を譜表第五絃の所に畫くものとす此譜は場合により ▬ の如くし一小部分に畫くことありしかれども其効用はゑとなるゑとなし

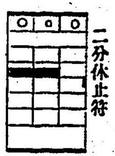

二分休止符

(三)　四分休止符は四分音符と同じ間を休むべきものとして上圖の如き符號を用ふ

四分休止符

(四)　八分休止符は八分音符と同じ間を休むべきものにして上圖の如き符號を用ふ

八分休止符

(五)　十六分休止符は十六分音符と同じ間を休むべきものにして上圖の如き符號を用ふ

十六分休止符

此外に三十二分休止符六十四分休止符の二種あり

三十二分休止符

すべて三十二分音符六十四分音符と同ゑ法にて定めたるものなり

以上の諸種を單休止符と云ふ其他また複休止符と稱ふるものあり

六十四分休止符

すべて複音符と同ト法にて定めたるものにして附点休止符再附点休止符の二種あり

第曲を彈奏する中絃を彈ゞずして左の手にて間の拍子を取ることあり其間が全休止符なるときは左れ手にて絃を輕く四個打ち二分休止符なるときは二個四分休止符なるときは一個打ち八分休止符なるときは漸々急き十六分休止符なるときは一層急ゆゑれと打ちて拍子を取るものなり

第曲を彈奏する間に一と手彈き終るところ尾も文章の句讀の如きとゑろの調句ありこれを示すには音符の右側の下に。を記す此印は無歌の調に用ふ

# 第十一　右の手法及び譜

右の手法は合爪、搔手、拘爪、半拘爪（半拘爪を刪ちて短半、普半、向半の三種となす）中拘爪、早拘爪、連輪、連引、連半引、連引、捨流爪、波鰭、則爪、排爪、散爪、押合爪、連爪の諸種とす但し中拘爪は松本操貞氏新たに名目を附したるものなり

第七圖

**合爪**　は中指と摂指とにて甲乙の二絃を一度に彈ずるものにして其譜は甲乙二絃の間に記す第七圖の如し拍子の長短は音符にて示す

第八圖

**搔手**　は中指にて第一、第二の二絃を向の方より手前へ向て一度に彈くものなれども又時としては中頃の絃を彈くことあり其譜に彈くべき絃の位置に記す第八圖の如し拍子の長短は音符にて示す

第九圖

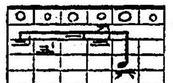

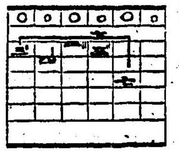

**拘爪**　は最初一絃に摂指をかけ其絃より五本向の絃へ示指をかけ手前の方へ向て二絃を彈き次に摂指とかけたる絃より六本向の絃に中指をかけ手前の方へ向て二絃を彈き終りに摂指とかける絃を彈き五拍即ち四分音符五個の長さにて終るものとす假令へば六拘なるときは最初に摂指を第六の絃にかけ示指にて第二、第三の二絃を彈き次に中指にて第一、第二の二絃を彈き終りに第六の絃を摂指にて彈くものとす拘爪は六拘より以下巾拘に至るの八種あり第五より以上はなきものとす其譜は第九圖の如く總て上部に六或は七等の文字を記し六拘或は七拘なることを示す

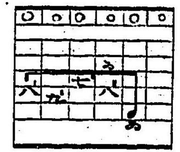

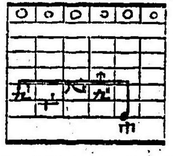

第十圖

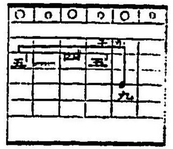

**半拘爪**　は拘爪と同じく初めに一絃に摂指をかけ其絃より五本向の絃へ示指をかけ一絃を彈き次に摂指をうけたる絃より六本向の絃に中指をかけ手前に向て二絃を彈き終りに摂指をうけたる絃を彈き五拍よりて終るものとす假令へば九の半拘なるときは摂指を第九の絃に初めにかけ示指にて第五絃を一本彈き次に中指にて第四、第五の二絃を彈き終りに第九絃を摂指にて彈くものとす譜の上方拘の印しの側に半の字を添て半拘なることを示す第十圖の如し

第十一圖

**短半**　は拘爪と同じ法にして初め示指にて二絃を彈き次に中指にて一絃を彈き終りに摂指にて一絃を彈き四拍即ち四分音符四個の長さにて終るものとす譜の上方拘の印しの側に短半の二字を記しこれを示す八の短半を示すこと第十一圖の如し

第十二圖

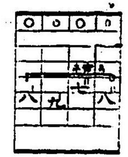

**皆半**は拇爪と同じ法よて示指にて初め二絃を彈き次に中指にて二絃と彈き拇指は只だ初めに絃に爪をかけ置くのみにして彈かざるものにて四拍の長さにて終るものとす譜の上方拇の印しの側に皆半の二字を記しあれを示す**ゐ**の皆半を示すこと第十二圖の如し

第十三圖

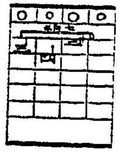

**向半**は拇爪と同じ法にして初めに示指にて二絃と彈き次に中指にて一絃と彈き拇指は只だ初めに絃に爪をかけ置くのみにして彈かざることは皆半と同じく三拍の長さにて終るものとす譜の上方拇の印しの側に向半の二字を記しあれを示す七の向半を示すと第十三圖の如し

第十四圖

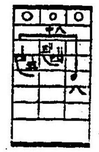

**中拇爪**は拇爪と同じ法にして繰て三拍にて彈き終るものとす譜の上方拇の印しの側に中の字を記しこれを示すこと第十四圖の如し

第十五圖

**早拇爪**は拇爪と同じ法にして繰て二拍にて彈き終るものとす譜の上方拇の印しの側に《と記す斗の早拇を示すこと第十五圖の如し

第十六圖

**連**一名裏連は示指と中指の裏へ拇指と添へて巾の方より第一絃の方に向て輕く撫するものにて絃の二絃を拇指にて強く彈くものとす假令ば第八絃までの連なるときは終りの第九第八の二絃に拇指をかけるもの連にて譜の下に八の字を記し第六絃までの連



なるときは六の字を記すまた終りの絃を左の手にて押し或は引く等のことあるときは譜の頭に更に其譜を記するあと第十六圖の如し拍子の長短は休止符を記してこれを示す

第十七圖

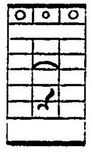

**輪連**は中指の爪の右脇にて左より向て完も輪の旋るが如く手前の方へ拂ひ納むるごとくするものとす其譜は第十七圖に示すが如く拍子の長短は休止符を記してこれを示す

第十八圖

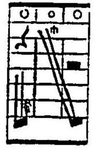

**引連**は中指に示指を添て第一絃の方より巾の方に向て引き終るものにして初めの二絃へ爪を強くかけ中頃弱くし終りに再び二絃に爪を強くかけるものとす其譜は第十八圖の如く拍子の長短ハ休止符を記してあれを示す

第十九圖

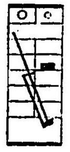

**半引連**は引連と同じ法にして十三絃の半より手前の方へ引き巾にて終るものとす假令ば第六絃よりの半引連なるときはその一側に六半の二字を記しあと第十八圖の如く拍子の長短は休止符を記してこれを示す

**引拾**は中指に示指を添て最初中指にて第一絃の方より巾の方より向て引き中頃より中指を止め示指にて同じく手前へ引き終るものにして最初の二絃へ爪を強くかけ中頃弱くし終りに二絃へ再び強くかけるものとす其譜は第十九圖の如く拍子の長短は休止符を記してこれを示す

**流爪**　は撥指のみにて巾の方より第一絃の方へ走らするものにして最初の二絃へ爪を強くかけ中頃調くし終りに再び二絃へ強くかけること連引連引捨等と同じきものなり其譜は第二十圖の如く拍子の長短は休止符を記してこれを示す

第二十圖

**波歸**　は中指を添て表裏表と返し撥するものなれども所によりて裏表と返し撥することあり表裏表と撥するときは の譜を譜表欄内へ各一個づゝ三個を記し裏表と返すときは の譜を欄内へ各一個づゝ二個を記しこれを示すこと第二十一圖の如し此譜一個を撥する時間は四分音符と同じきものとす

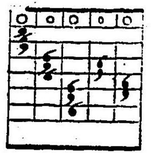

第二十一圖

**卯爪**　は最初成る一絃に撥指をかけ畳ぎ次より示指にて向の絃を掻き直ちに中指にて掻き撥するものにして第四絃より以下第七絃の所に撥指をかけたるときは大界第一、第二の二絃と掻き第七絃より以下は連度のところにて掻くものとす其譜は第二十二圖の如く四分音符と同じ時間にて撥するものなり

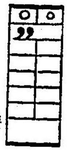

第二十二圖

**撥爪**　一名裏ずりゝ示指と中指との間に二絃を挾み二指の爪の腹にて最初左へ後より右へと横に撥るものとす其譜は第二十三圖の如く譜の上下に撥るべき絃の字を記す拍子の長短は休止符を記してこれを示す

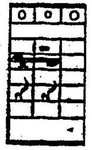

第二十三圖



**排爪**　一名裏爪　は撥指の爪の裏にて一絃へかけ弾くものとす其譜は音符の右側に記そこを第二十四圖の如く、拍子の長短は此譜に記したる音符と同じ時間にて弾くものとす

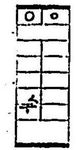

第二十四圖

**散爪**　は中指の爪の右腹よて一絃を擦るものなり其譜は音符の上に記すこと第二十五圖の如く拍子の長短は此譜を記したる音符と同じ時間にて弾くものとす

第二十五圖

**押合爪**　は甲乙二絃の手前の絃より第一絃の方に向て先の絃を押しつゝ撥指よて一時に二絃を押し合せ弾くものとす其譜ゝ第二十六圖の如く拍子の長短ゝ音符にて示す

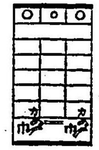

第二十六圖

**運爪**　は音曲を弾奏するとき「コロリソ」と稱ふるものにて必ず三本の絃を一度手に弾くものなり此手法ゝ音曲にゝ最も多く使用するものにして其弾き法の緩急等もまた數種あれどもこゝには只だ運爪なることを示ためにこゝの如き譜を記す拍子の長短は音符にて示すものとす第二十七圖の如し

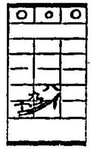

第二十七圖

以上の内中拘爪運爪を除くの外を從來右手の十七法と稱へり

## 第十二　左の手法及び譜

左の手法は掩、押、重押、押擦、押放、掻、勵、搖吟、の諸種あり其譜は總て音符の上に記す

(×) **掩**　は絃を弾じたる後を押すを云ふ

(カ) 押　は絃を押して彈くと云ふ

(ヵ) 重押　は押より一段調子強く押して彈くを云ふ

(ケ) 押響　は絃を彈きたる後を急に押し放すを云ふ

(く) 押放　は絃と押して彈きたる後を急に放すを云ふ

(ハ) 捏　は絃を彈きたる後と急につくを云ふ

(レ) 鳴　は絃を彈きたる後を指爪にて摘み上の方へ引きやるめる云を

(ゝ) 搖吟　は絃と押し止めて彈き返し押すを云ふ

從來以上を左手の入法と稱へり

第の本曲は以上左右の手法に依りて彈くときは其譜りなからしむるものなり

## 第二編　表組歌詞

### 第一　柴藤の曲　一名紫式部の曲　七段　四百四十八節子　八橋檢校作

序

ふきといふも　くさのな　めうがといふも　くさのな
ふきとしぶい　とくありて　冥加あらせ　たまへや

一段

はるのはなの　琴　曲　花風樂に　柳花苑
うぐいすひの　うぐひすは　ふなときよくを　さへずる

二段

つきのまへの　しらべに　よさひとつぐる　わきかせ
くもゐの　かりがねは　あとなよふつる　こゑこゑ

三段

長生殿の　うちにに　しゆんとうを　とめり



不老門の　まへにに　つきのわげを　そし

四段

弘徽殿の　はそとのに　たゝずむに　たれされ
おれろづきよの　ないしのかみ　ひかる源氏の　さいしやう

五段

たそやゐの　やちちに　さいたる門を　たゝくに
たゝくとも　よもわけじ　よひのやくろく　なければ

六段

七尺の　屏風も　をぢらはなぜか　こえさらむ
羅紗の　たもとも　ひかもなぜか　きれさらむ

### 第二　梅枝の曲　一名千鳥の曲　六段　三百八十四節子　八橋檢校作

一段

むめがえだに　こ　そ　うぐひすは　すをくへ
かぜふかば　いかよせむ　はなにやどる　うぐひす

二段

はなちるさとの　つれづれ　たえだにの　あとのね
はなたちばなの　そでのかに　やまはとゝぎす　をとづるゝ

三段

ふもひねの　ゆめのさ　さくらにちざる　あけがた
さめていもとの　つらさにて　なみだのやかれ　あらトな

四段

さよふけて　なくちどり　なにをおもひ　あゝしね
うきよをすさの　うらみにて　われとひとしき　なみだかや

五段

しらさやみの　まやミの　そるべきに　そらいで
はちゝうの　おきなの　こひにあしを　そらいた

六段

みはのさつかせ　ふきたえて　おきつなみも　あらじな

みづにうつろふ　つきともに　ながめにつゝ　ふトまむ

## 第三　心盡の曲（一名小唐の曲　平調子　大段　三百八十四拍子）　八橋検校作

一　段

こゝろづくしの　あきかせに　すまのうらいの　なみまくら
ころもかたしき　ひとりねに　ゆめまむすばね　よなよな

二　段

ふるさとと　はるをると　へだてゝこゝに　すみだがわ
みやゐせりに　あをゝいひ　君ゝわりや　なしやと

三　段

なつのよの　あけぼの　もめをさます　ほとゝぎす
しろゝへに　みもるは　つきよさらす　卯のはな

四　段

きりにたゝずむ　をぐるま　やつしてたつる　をぐるま
ひとめしゝよの　ちきりこそ　ふけてねやの　かよひぢ

五　段

あすかがわの　みなかみを　すゝりのみづに　せきいれて
かくことのはゝ　つきさとや　けふもくらさん　いのちうな

六　段

ちぎりしよひの　たゝかれ　しるべふねき　そらだき
とめるるかたの　はぎのとを　ひらくやとでの　うつりが

## 第四　天下太平の曲（一名鶴の曲　平調子　大段　三百八十四拍子）　八橋検校作

一　段

天下たいへい　ちやうまうに　おさまる御代の　まつかせ
ひなづるゝ　ちとせふる　たにのながれに　かめあうよ

二　段

ひとえれゝ　ちぎりゝ　あさからゝ　ものれもひ
つゝひとすれせ　ひらさきの　いろにいづるぞ　はかなき



三　段

はかなくも　くまなき　月をいわで　うらみし
とにかくに　わがそでに　たえぬなみだの　ゆふぐれ

四　段

はなのゐむの　ゆふぐれ　おぼろづきよに　ひくそで
さだるならぬ　ちぎりこそ　こゝろあさく　見ゐけれ

五　段

すみよしの　神のためぐみに　かきならす　ことのね
みやゐをろ　あひろめて　すぎしむかし　をかたらむ

六　段

あきのやまの　にしきゝ　よつたびりや　ゆりけひ
しぐれふる　たびごとに　いろのさすぞ　あやしき

## 第五　薄雪の曲（一名ものゝめの曲　平調子　大段　三百八十四拍子）　八橋検校作

一　段

うらめしや　わがえむ　うすゆきの　ちぎりわ
きやよしひとの　わたみとて　なみだたかりや　のとるらむ

二　段

ひよくれむりの　かたらひも　わはればかゝる　世のならひ
さりとてゝ　うらむまとや　むかしいなさけ　ありしを

三　段

ひわむらさきを　てにつみ　ふかきこゝろの　いろさす
あがきちぎりと　ひすびしも　くさのゆわり　としるゝし

四　段

きのゝめの　まがきに　つゆをふくむ　あさがは
たをやかに　たをやかに　かゝるやはなの　おもかげ

五　段

世ゝのひとの　なごめし　月ゝまゐとの　わたゝぞと
れもへを　おもへば　なゝだたまを　つらぬく

（序）

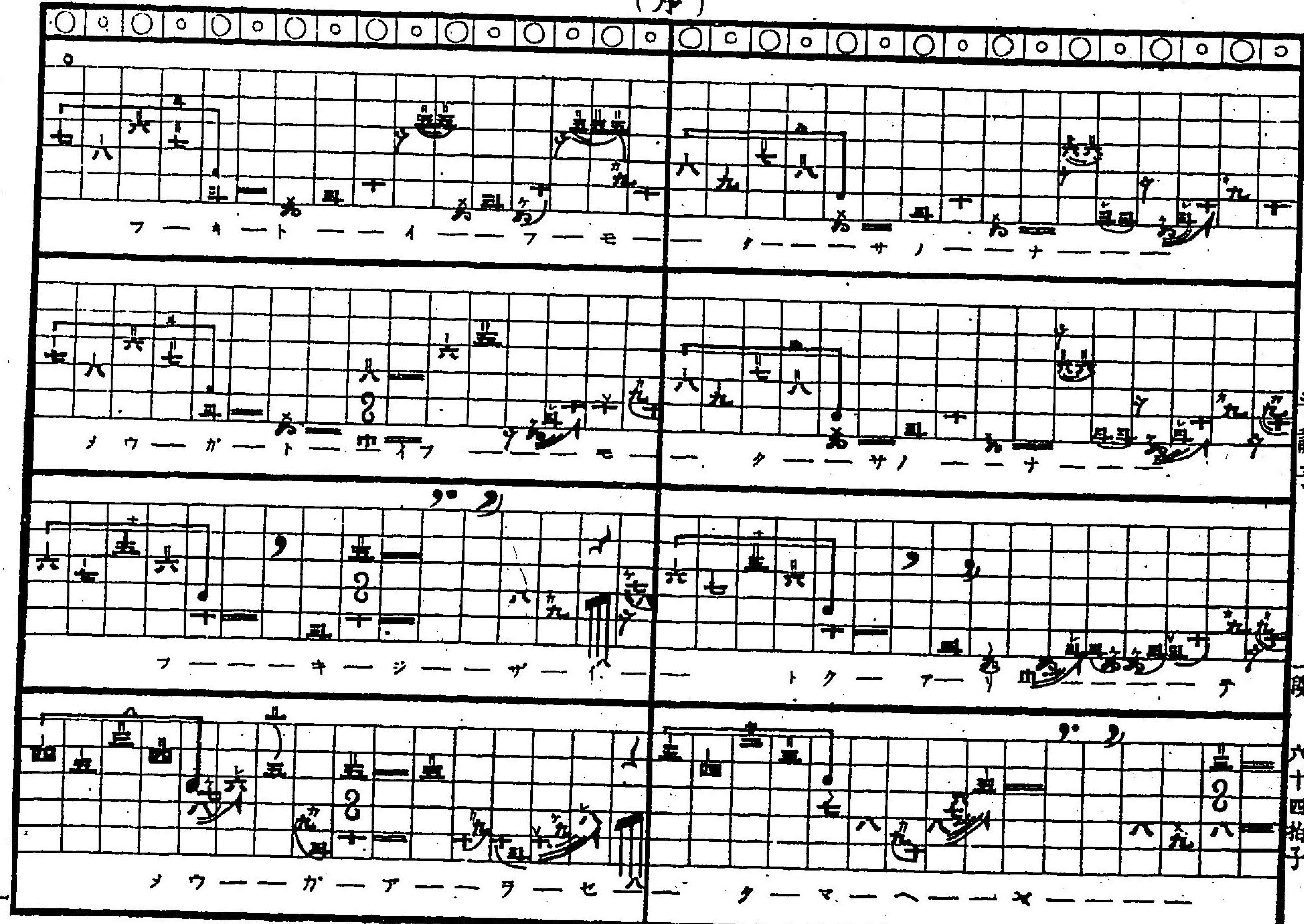

菜蕗の曲　平調子　一段　六十四拍子

六段

吉野がれの　はないかだ　さはさすひまも　あらじな
いはなミたかき　やまかせ　よもにちらす　はなのか

## 第六　雪晨の曲　一名葵上の曲　平調子　六段　三百八十四拍子　八橋檢校作

一段

雪のあしたの　あらしれ　あずゑのはなの　ちるふせい
なごりおしきれ　とにかくに　まちえしきみの　かへるさ

二段

あさましや　ゝけみれ　くもゐのかりに　ゆふぎりの
おとしめられじ　おもひね　いつの世まかは　わすれむ

三段

まどろめぞ　おもかげの　しげしげと　みじかよに
はとゝぎす　をとづれて　はつねにゆめぞ　さめける

四段

ながむれば　いとゞだに　こひしきひとの　あひしきに
くもらばくもれ　あきのよの　つきにうらみれ　あらじな

五段

みねのあらしの　かよふかや　たにのみづの　ながれぅ
ねざめにきゝし　まつかせれ　あとのねに　たがれじ

六段

あふひのうへの　ときめき　かものもの見の　おりから
くるまあらそひ　つれなきれ　ふかきうらみ　なるべし

## 第七　六段の調　平調子　六段　三百十四拍子　八橋檢校作

此の曲は無歌のしらべなり

# 第三編　表組曲譜

(段一)

ハル　ノ　ハ　ナ　ノ　キ　ン　キヨ　ク

クワ　ノウ　ヲ　ク　ニ　リウ　クワエ　ン

リウ　クワエ　ン　ノ　ウ　グ　ヒ　ス　ハ

ヲナ　ジ　キヨ　ク　ヲ　サ　ヘ　ヅ　ル



(段二)

ツキ　ノ　マ　ヘ　ノ　シ　ラ　ベ　ワ

ヨサ　ム　ヲ　ツ　ク　ル　ア　キカ　ゼ

ク　モ　イ　ノ　カ　リ　ガ　チ　ハ

コト　ヂ　ニ　ヲ　ツ　ル　コ　エ　ゴ　エ

（段三）

チヤウーセ　デ　ンノ　ウ　チ　ニ　ハ

シユン　ジ　ウ　ト　ノ　リ

フラウ　モ　ハ　シ　ノ　マ　ヘ　ニ　ハ

ツ　キ　ノ　カ　ゲ　ヲ　ソ　シ



（段四）

コウ　デ　ン　ホ　ソ　ド　ノ　ニ

タ　ズ　ム　ハ　タ　レ　ゲ　レ

サボ　ロ　ヅキ　ヨ　ノ　ナ　イ　シ　ノ　カ　ミ

ヒ　カ　ル　ゲ　ジ　ノ　ダ　イ　シヤ　ウ

（五段）

タソーヤ　ヨーコ　ヤーチウーニー

サイータール　カーード　ター　ダ　ハ

タター　ツ　ート　モ　ヨーモ　アーケ　ジ

ヨ　ヒ　ノ　ヤクソーク　ナ　ケ　レ　バ



（六段）

シチ　セ　キ　ノ　ヘイ　ウ　モ

ヲドラ　バ　ナ　ド　カ　コエ　ザ　ラ　ン

ラ　レウ　ノ　タ　モ　モ

ヒ　カ　バ　ナ　ド　カ　キレ　ザラ　シ

（段一）

ムメ　ガ　エ　ダ　ニ　コ　ソ

ウグ　ヒス　ハ　スヲ　ヘ

カ　セ　フ　カ　バ　ウカ　ニ　セ　ン

ハナ　ニ　ヤ　ド　ル　ウグ　ヒス



（段二）

ハナチル　サ　ト　ノ　ツレヅレ

タエダ　ヘ　ノ　コトノ　チ

ハナタチバ　ナノ　ソデノ　カ　ニ

ヤマホト　ギス　ヨトズル　ル

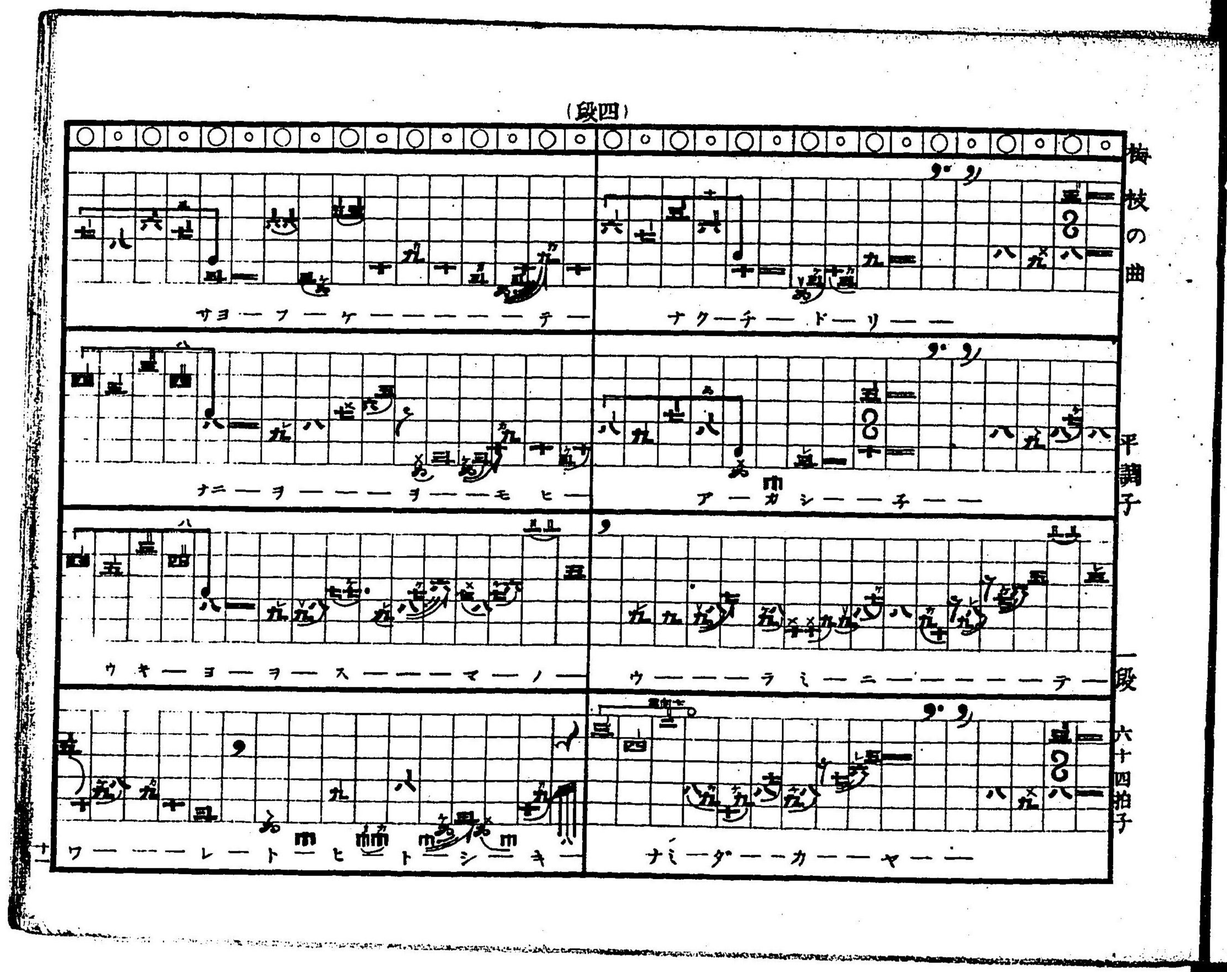
(段四)
梅枝の曲
サヨーフーケ――――テ―
ナクーチ―ドーリ――
ナニ―ヲ――――ヲ――モヒ―
アーカシ――子――
平調子
ウキ―ヨ―ヲ―ス――――マ―ノ―
ウ――――ラミ――ニ――――テ―
一段
ワ――――レ―ト―ヒ―ト―シ―キ―
ナミ―ダ――カ――ヤ――
六十四拍子

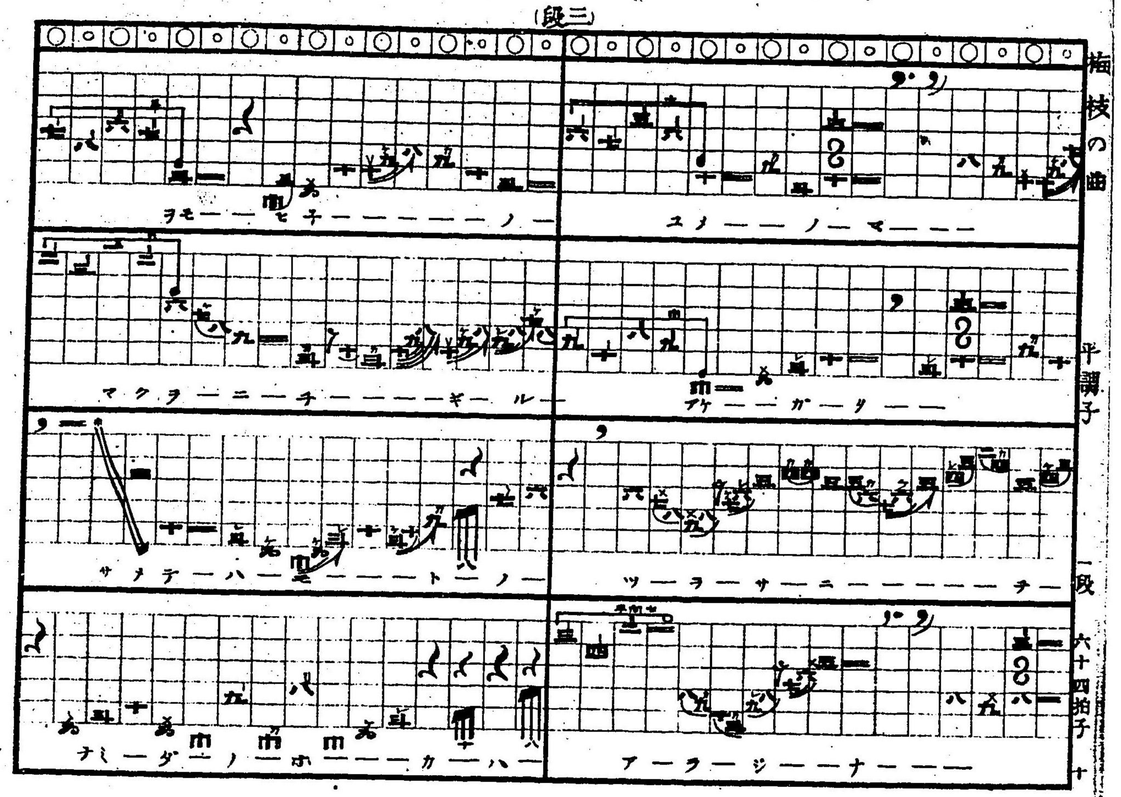
(段三)
梅枝の曲
ヲモ――――ヒ子――――――ノ―
ユメ――ノ―マ――
マクラ――ニ――チ――――ギ―ル―
平調子
アケ――ガ―タ――
サメテ―ハ――――ト―ノ―
ツ―ラ―サ―ニ――――チ―
一段
ナミ―ダ―ノ―ホ――カ―ハ―
アーラ―ジ――ナ――
六十四拍子

（段五）

シラ　マ　ユ　ミ　ノ

マエ　ミ　ノ

ソ　ル　ベ　キ　ハ

ソ　ラ　イ　デ

ハ　チ　デ　ウ　ノ

ヲ　キ　ナ　ノ

コ　ヒ　ニ　コ　シ　ヲ

ソ　ラ　イ　タ



（段六）

ミホ　ノ　マツ　カ　ゼ

フキ　タエ　テ

ヲ　キ　ツ　ナ　ミ　モ

アテ　ジ　ナ

ミ　ヅ　ニ　ウ　ツ　ロ　フ

ツ　キ　トモ　ニ

ナガメ　ニ　ツ　ヅ　ク

フ　シ　サ　ム

（段一）

ココーロ　ヅ　ク　シ　ノ

アキカ　ゼ　ニ

スマ　ノ　ウラ　ハ　ノ

ナミ　マ　クラ

コロ　モ　カタ　シキ

ヒト　リ子　ニ

ユノ　モ　ムス　バタ

ヨ　ナ　ヨ　ナ



（段二）

フル　サト　ヲ

ハル　バル　ト

ヘダ　テ　テコ　コ　ニ

スミ　ダ　ゲ　ハ

ミヤ　コ　ド　リ　ニ

コト　ハ　ン

キミ　ハ　ア　リ　ヤ

ナ　シ　ヤ　ト

（段三）

ナツ　ノ　ヨ　ノ

アケボ　ノ

ユメヲ　サ　マス

ホト　トギ　ス

シ　ロ　タ　ヘ　ニ

ミユ　ル　ハ

ツキ　ニサ　ラス

ウノハ　ナ



（段四）

キリ　ニタ　クズム

ヲグ　ルマ

ヤツシ　タツル

ヲグ　ルマ

ヒトノ　シブノ

チギ　リコソ

フケ　テチヤノ

カヨ　ヒヂ

（段五）

アスーカーガーハーノ

ミナーカーミヲ

スズーリーノミーズニ

セーキイーレテ

カークコートソハーハ

ツキマジ

ケフーモークラサン

イノチカナ

平調子

一段

六十四拍子

十八



（段六）

チギーリシヨイノ

タソーカレ

シルベフカキ

ソラダキ

トメイルカタノ

ハギノトヲ

ヒクヤソギノ

ウツリガ

平調子

一段

六十四拍子

(段一)

天下太平の曲

平調子

一段

六十四拍子

二十

テンカ　タイヘイ

チヤウキウ　ニ

ワサマル　ミヨノ

マツタケ

ヒナヅル　ハ

チトセフル

タカノナガレニ

カメアソブ

(段二)

天下太平の曲

平調子

一段

六十四拍子

二十

ヒトシレヌ

チギリハ

アサカラヌ

モノヲモヒ

ツムトスレド

ムラサキノ

イロニイヅルゾ

ハカナキ

(段四)

天下太平の曲　平調子　一段　六十四拍子

ハナ　ノエ　ムノ　ユフ　グレ

ヲボロ　ヅキヨニ　ヒク　ソデ

サダカナラヌ　チギリコソ

ココロアサク　ミエケレ



(段三)

天下太平の曲　平調子　一段　六十四拍子

ハカナク　クマナキ

ツキヲイカデ　ウラミシ

トニカクニ　ワガソデニ

クエヌナミダノ　ユフグレ

(段五)

スミ　ヨ　シ　ノ

ミヤ　ドコ　ロ

カ　キ　ナ　ラ　ス

コ　ト　ノ　チ

カミ　ノ　ノゲ　ミ　ニ

ア　ヒ　ソ　メ　テ

ス　ギ　シ　ム　カ　シ　ラ

カ　タ　ラ　ン





(段六)

アキ　ノ　ヤ　マ　ノ

ニ　シキ　ハ

タ　ツ　タ　ビ　メ

ヲ　リケ　ン

シゲ　レ　フ　ル

タ　ビ　ゴト　ニ

イ　ロ　ノ　マ　ス　ゾ

アヤ　シ　キ

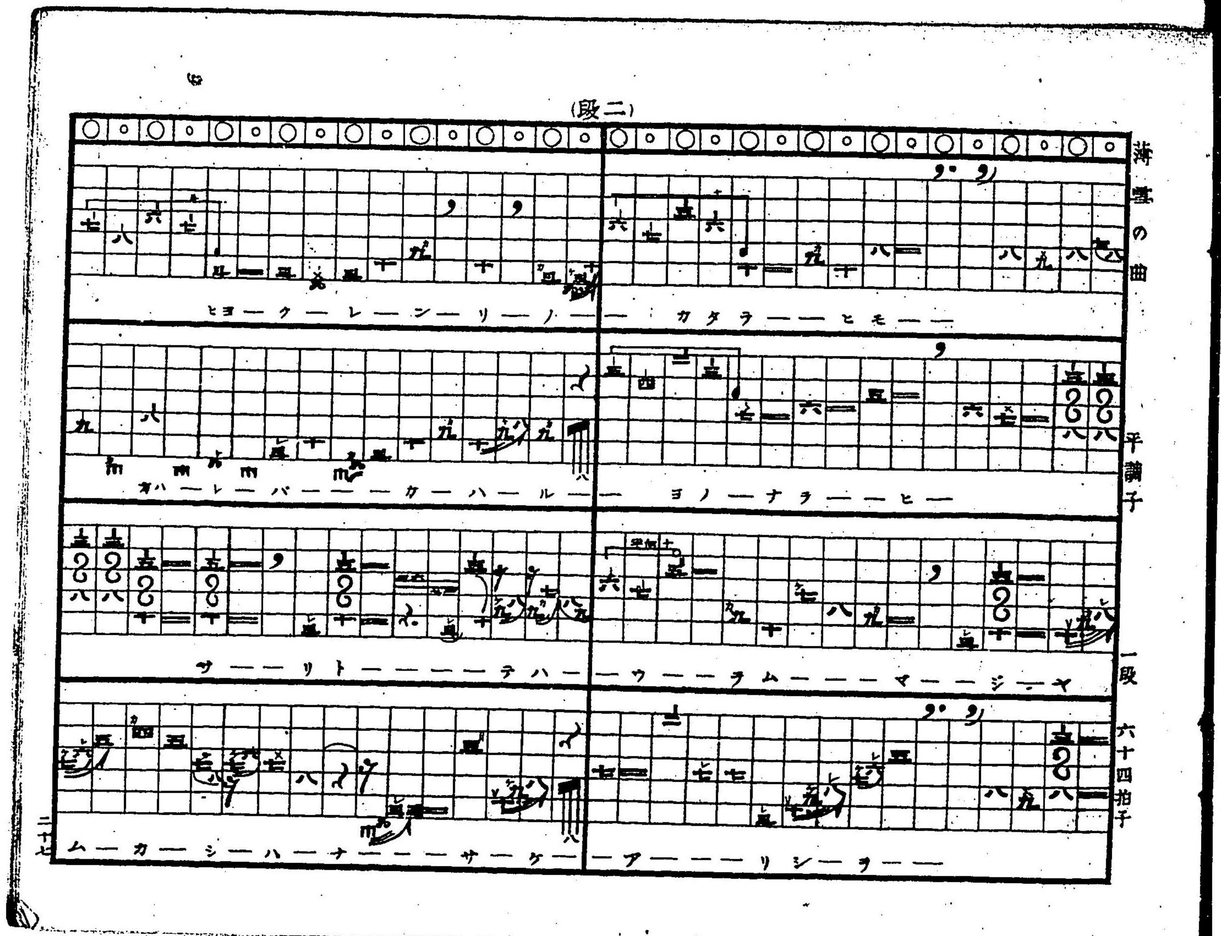
ヒヨークーレーンーリーノー
カタラーーヒモーー
オハーレーバーーーカーハールー
ヨノーナラーーヒー
ツーーリトーーーーテハー
ーウーーラムーーーマーージーヤ
ムーカーシーハーナーーーサーケー
ーアーーーリシーラーー





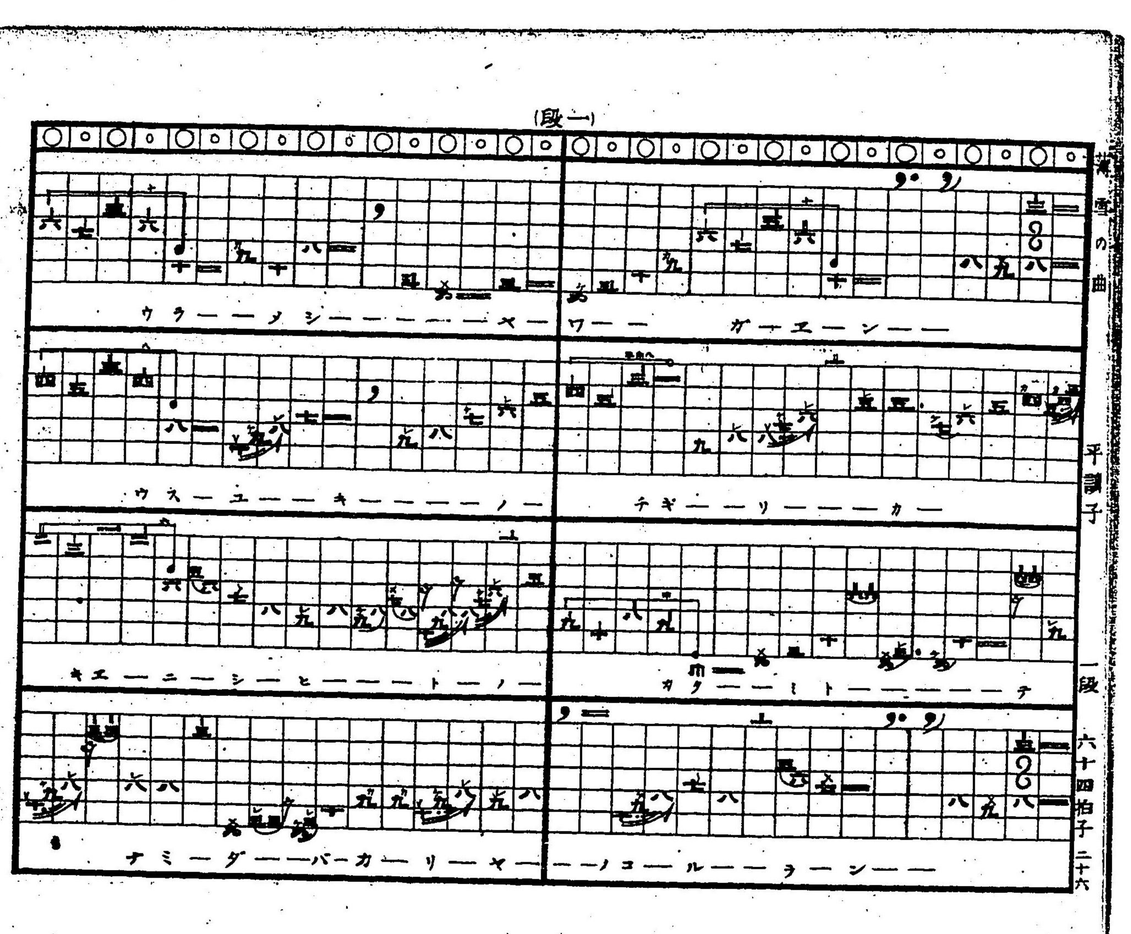
ウラーーメシーーーーーヤー
ワーー ガーエーンーー
ウスーユーーキーーーーノー
テギーーリーーーカー
キエーニーシーとーーートーノー
カターーミトーーーーーテ
ナミーダーーバーカーリーヤー
ーノコールーーラーンーー

（段三）

ワカ　ム　ラ　サ　キ　ラ　チ　ニ　ツ　ミ

フカ　キ　ココロ　ノ　イ　ロマ　ス

ナガ　キ　チギリ　ト　ム　ス　ビ　シ　モ

クサ　ノ　ユ　カリ　シ　ル　ベ　シ



（段四）

シノ　ノ　メ　マガ　キ　ニ

ツユ　ヲ　フ　クム　アサガホ

タマ　ノカ　ヅラ　タヲヤカニ

カカル　ヤハ　ナノ　ヲモガゲ

(段五)

ヨヨノ　ヒ　ト　ソ

ナ　ガ　ノ　シ

ツキ　ハ　マ　コ　ト　ノ

カタ　ミ　ソ　ト

ラ　モ　ヘ　バ

ラ　モ　ヘ　バ

ナミ　ダ　タ　マ　ブ

ツ　ラ　ヌ　ク

平調子

一段

六十四拍子

(段六)

ヨシ　ノ　ガ　ハ　ノ

ハ　ナ　イ　カ　ダ

サヨ　サ　ス　ヒ　マ　モ

ア　ラ　ジ　ナ

イハ　ナ　ミ　タ　カ　キ

ヤ　マ　カ　ゼ

ヨ　モ　ニ　チ　ラ　ス

ハ　ナ　ノ　カ

（段一）

ユキノ　アシタノ　アラシハ

コズエノ　ハナノ　チルフゼイ

ナゴリヲシキハ　トニカクニ

マチエシキミノ　カヘルサ



（段二）

アサマシ　ワガミハ

クモイノカリニ　ユフギリノ

ヲトシモノラレシ　ヲモヒヲバ

イツノヨニカハ　ワスレシ

(段三)

マトーロー メ ー ー ー ー ー ー バー

ヲモー ー カー ゲー ー ー ー ノ ー

シー ー ー ゲー ー ー シー ゲー ー ー ト ー

ミジー カー ー ヨー ニー ー

ホトー ー トギー ー ー ー ー ー ス ー

ヲトー ヅー レ ー ー ー ー ー ー チ

ハツ ー チー ニー ー ユー ー ノ ー ゾー

ー サー ナー ケー ル ー ー ー

平調子

一段

六十四拍子

(段四)

ナガー ム ー レ ー ー ー ー ー ー バー

イトー ド ー ー ダニ ー ー ー ー

コヒー シ ー キ ー ー ー ヒー トー ノ ー

コヒー シ ー キ ー ー ニ ー ー

クモー ラ ー バ ー ー ー ク ー モー レ ー

アー キ ー ノ ー ヨー ー ー ー ー ノ

ツ ー キ ー ニ ー ー ウラ ー ミ ー ハ ー

アー ラ ー ジ ー ー ナ ー ー ー

（五段）

ミチノ　アラシノ　カヨフカ

タニノ　ミズノ　ナガレカ

チザノ　ニキキシ　マヅカゼウ

コトノ　チニ　タガハジ





（六段）

アフヒノウヘノ　トキメキ

カモノモノミノ　ヨリカラ

クルマアラソヒ　ツレナキハ

フカキウラミ　ナルベシ

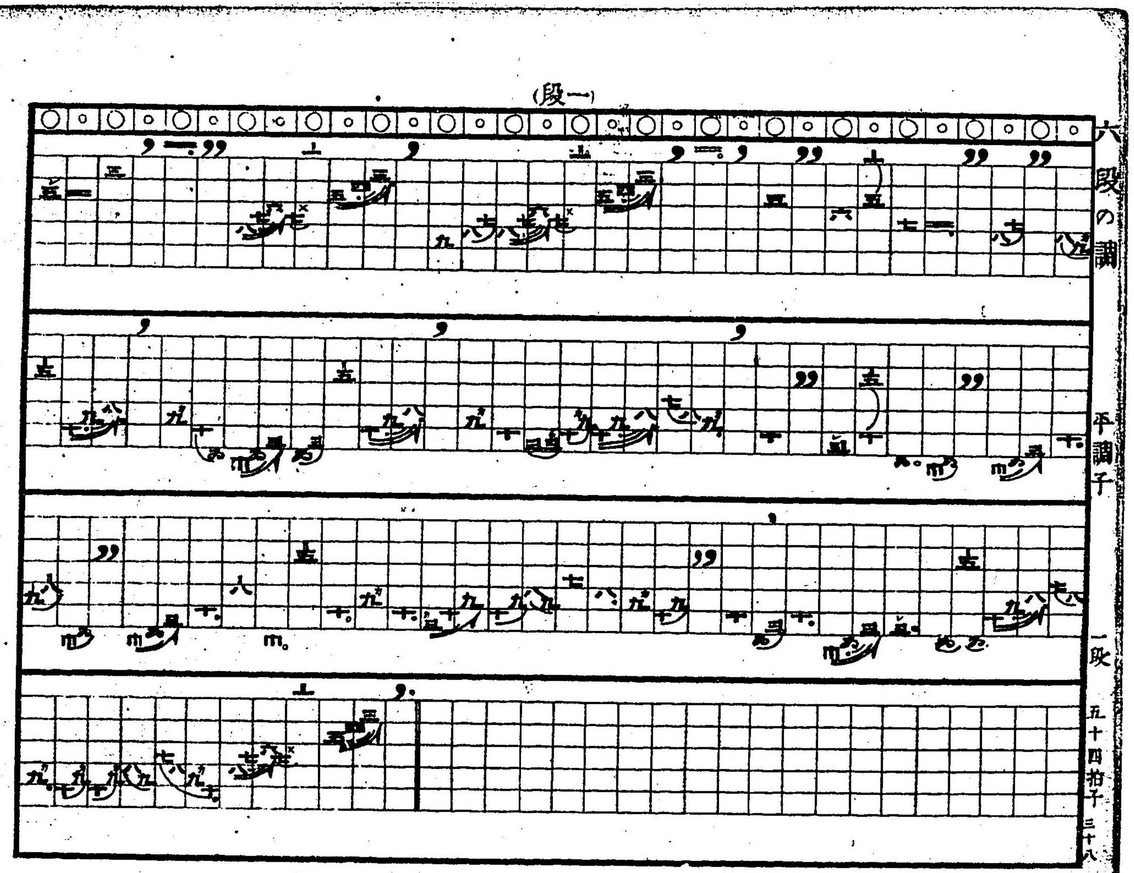
(段一)
六段の調
平調子
一段
五十四拍子
三十八

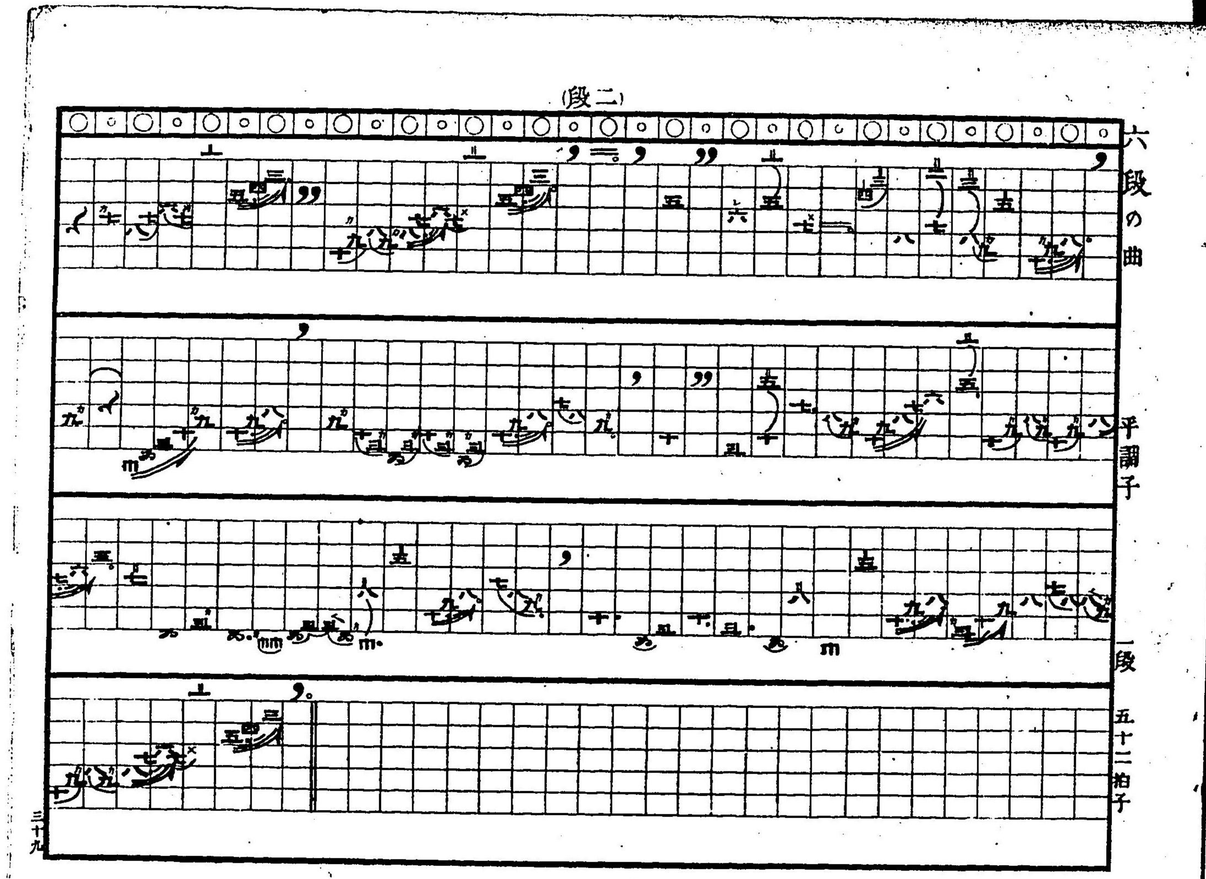
(段二)
六段の曲
平調子
一段
五十二拍子
三十九

(段四)

六段の調

平調子

一段

五十二拍子



(段三)

六段の調

平調子

一段

五十二拍子

(五段)

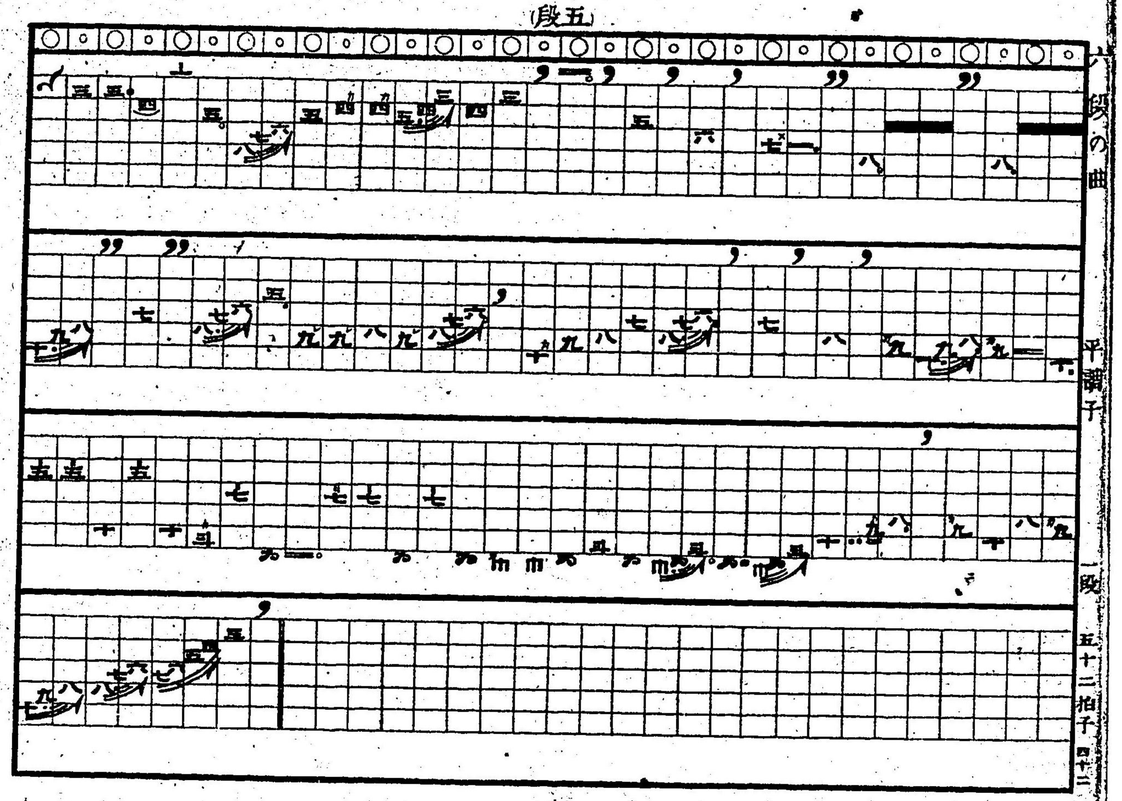

(六段)

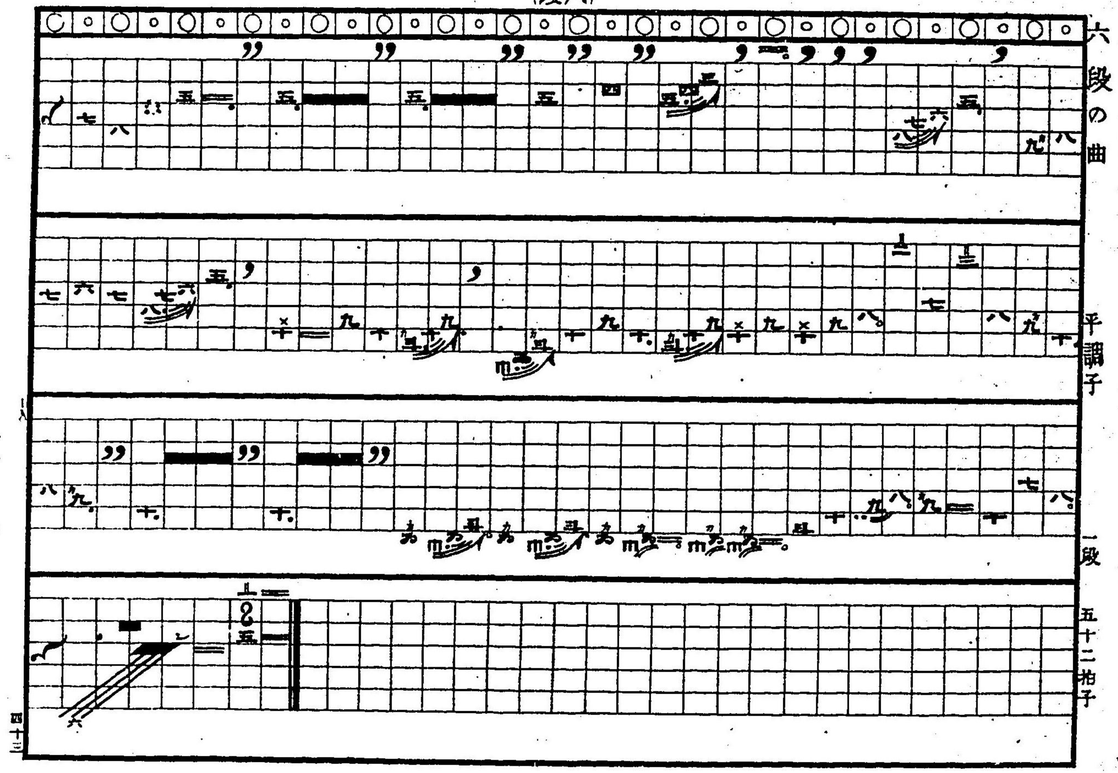

10
廿七

明治二十七年十月廿七日印刷
仝　年十月三十日發行

版權所有

著作者　東京市麹町區下二番町三十番地　田崎延次郎

發行者　東京市日本橋區葺屋町六番地　吾妻健三郎

印刷者　同　市日本橋區松島町三十二番地　田中市之助

發行所

仝　市日本橋區葺屋町六番地　東陽堂　電話四百八十七番

仝　市神田區通新石町三番地　仝支店　電話九百七十番

10
214

10
214

074518-000-0

10-214

箏曲譜抄 表組

田崎 延次郎／著

M27
CEI-1861